

第44回一宮町農林商工祭出展要領

1. 目的

町内の農産物及び商品を広く一般町民に紹介すると共に、生産販売意欲の喚起と技術の交流を図り、以って消費拡大と産業への理解と融和を図る。

2. 場所

一宮町役場・保健センター駐車場

3. 日時

開 会 式 午前 9時30分

展示即売 午前10時00分から午後2時00分まで

閉 会 午後 2時00分

4. 出展区画

出展区画サイズ 最大 3m×3m以内

※1 最大2区画応募可

※2 キッチンカー応募可

5. 参加費

無料

6. 使用備品

テント・イス・テーブル等は各自ご用意ください。

7. 選考方法

応募多数の場合は、地域の特産品の使用や地域の特色が反映されているかなどを基に出展の選考を行う。また、品目が同一の場合、町内事業者を優先する場合があります。

8. 申込方法

出展を希望される方は、出展要項をよく読み、必要書類をご記入の上、申込先へ直接窓口または郵送でお申し込み下さい。なお、メールでの申請は受付をしますが、メールが届かない場合があるので、提出後は事務局まで電話連絡をお願いします。

(1) 申込先：〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457

一宮町農林商工祭実行委員会事務局（一宮町産業観光課内）

メール：sankan@town.ichinomiya.chiba.jp

(2) 申込期限 令和7年8月29日（金）午後5：00 まで

(3) 提出書類

①出展申込書

②食品営業許可証の写し（飲食物を販売する場合）

③包装品に係る営業許可書の写し（包装食品を販売する場合）

9. 遵守事項

- ・ 一宮町暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- ・ 食品を取り扱う売店については過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- ・ ガス、電気等を使用する場合は各出展者が用意すること。
気体燃料（LPガス等）・液体燃料（灯油やガソリン等）・固体燃料（炭等）・
電気を電源とする器具を使用する場合は、出展者負担で業務用消火器を設置すること。
- ・ 出展者は、出展場所及びその周辺の清掃を行い店内から発生したゴミは必ず持ち帰り環境美化に努めること。
- ・ 販売品には関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- ・ 関係法令などを遵守し、行政機関の指示に従うこと。
- ・ 各出展で発生した事故やクレーム等については、各出展者の責任において対応すること。
- ・ 食品の販売行為を行う場合、食品営業許可の要否や取扱品目について確認すること。

10. 禁止事項

出展者は下記の行為をしてはならない

- ① 出展者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- ② 商品を不当な価格で販売すること。
- ③ 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- ④ 危険物や許可された品目以外のものを販売すること。
- ⑤ 拡声器及び音量器具類を使用すること。

1 1. 事故発生時の対応

出展場所において事件、事故などが発生したとき、または不審者もしくは不審物を発見したとき、出展者は直ちに実行委員会に報告しその指示に従い対応するものとする。

1 2. 出展物の管理と免責

天災、その他正当な不可抗力原因により生ずる出展者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、実行委員会は責任を負わないものとする。

1 3. 中止対応

実行委員会は開催不適切と判断した場合、開催を中止することがある。中止にともない発生した出展者の不利な事態について、総括責任者は責任を負わないものとする。

1 4. その他

イベントに関する情報発信のため、本イベントでの写真、動画、成果物を公開する。出展者などの写真も撮影及び公開されることがあるため、イベント出展者等は撮影及び公開に同意した上で、出展申込するものとする。

1 5. シールラリーお楽しみ抽選会について

来場者が出展店舗を利用してスタンプが貯まると抽選会に応募できる「シールラリーお楽しみ抽選会」を実施いたします。つきましては、来場者が品物を購入した際にシールの配布をお願いします。

※シールについては、事務局で用意します。

1 6. 問合せ先

主 催： 一宮町農林商工祭実行委員会

事務局： 一宮町産業観光課

担 当： 土屋、井上

住 所： 〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457

電 話： 0475-42-1428 F A X 0475-40-1075

メール： sankan@town.ichinomiya.chiba.jp